

事務連絡
令和6年3月28日

各事業者ご担当者様

川越市長 川合 善明
(公印省略)

令和6年度 福祉・介護職員等処遇改善加算等の算定に係る処遇改善計画書の提出について（通知）

平素より、本市障害者福祉行政につきまして御協力いただきありがとうございます。

さて、福祉・介護職員等処遇改善加算等を算定するためには、毎年度計画書等の提出が必要になります。（参考：「福祉・介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和6年3月26日付障障発 0326 第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知））

つきましては、加算の算定を希望する場合は、下記のとおり必要書類の御提出をお願いいたします。

なお、令和6年6月から、福祉・介護職員等処遇改善加算（以下「旧処遇改善加算」という。）、特定処遇改善加算（以下「旧特定加算」という。）及びベースアップ等支援加算（以下「旧ベースアップ等加算」という。）の各区分の要件及び加算率を組み合わせる形で、「福祉・介護職員等処遇改善加算」（以下「新加算」という。）へ一本化され、対象の障害福祉サービス、算定要件及び提出様式等が変更されます。参考資料等をご確認のうえ、必要書類の作成及び提出をお願いいたします。

記

1. 提出書類

- ・福祉・介護職員等処遇改善加算等 処遇改善計画書（令和6年度）

- ・その他加算算定に必要な別紙様式及び添付資料（旧加算を算定しておらず、新規に加算を算定する場合）

【提出する様式】

対象事業所	提出する処遇改善計画書
① 令和5年度に処遇改善加算等を算定しておらず、令和6年度から新規に処遇改善加算を算定する事業者	別紙様式7-1
② 一括で申請する事業所数が10以下の事業者	別紙様式6-1・6-2
③ 上記以外の場合	別紙様式2-1～2-4

2. 提出期限

令和6年4月15日（月）※

※1度提出した処遇改善計画書の内容に変更がある場合は、令和6年6月14日（金）まで再提出が可能です。

3. 提出方法

作成したデータを以下の場所から電子申請で提出してください。

川越市ホームページ 【事業者向け】 障害福祉サービス等処遇改善
<https://www.city.kawagoe.saitama.jp/kenkofukushi/fukushikaigo/shogai-fukushi/shogaisha22020021320.html>

4. その他

- ・令和6年度に制度が改正されます。厚生労働省通等をよく確認のうえ計画書を作成してください。（令和6年度用の計画書は旧加算、新加算の届出を一体的に行う様式になっています）
- ・本加算は通常算定の前々月末日までに届出を行う必要があります。期限以降の申請は4月からの算定ができない場合がありますのでご注意ください。

- ・本通知送付後に国等から追加の資料送付があった場合は、上記の市ホームページに掲載しますので、適宜ご確認ください。
- ・新加算の算定について、厚生労働省が相談窓口を開設しています。算定に関するお問い合わせは以下の窓口までお願いします。

厚生労働省相談窓口

電話番号： 050-3733-0230

受付時間： 9:00～18:00（土日含む）

担当

川越市福祉部障害者福祉課

障害給付担当

TEL 049-224-6312 FAX 049-225-3033

E-mail：shogaisha★city.kawagoe.lg.jp

市ホームページはこちら

